

平成 16 年 1 月 7 日  
株式会社 名古屋銀行

日本額椽(株)の民事再生申立に伴う債権回収不能のおそれの発生について

今般、当行の取引先が名古屋地方裁判所へ民事再生の申立をし、債権について回収不能及び回収遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要（名称、所在地、代表者氏名、資本の額及び事業の内容）

- (1) 名 称 日本額椽 株式会社
- (2) 所 在 地 名古屋市熱田区二番一丁目 5 番 12 号
- (3) 代表者の氏名 矢壁 正康
- (4) 資 本 の 額 180 百万円
- (5) 事 業 の 内 容 額椽の製作・販売

2. 当該取引に生じた事実及びその事実が生じた年月日

平成 16 年 1 月 5 日付 名古屋地方裁判所へ民事再生の申立

3. 当該取引先に対する債権額

貸出金 1,517 百万円

4. 当該事業が当行の業績に及ぼす影響

上記債権のうち、担保等により保全されていない部分（7 億円程度）につきましては、平成 16 年 3 月期決算で引当等の処理を行います。なお、平成 15 年 11 月に発表いたしました平成 16 年 3 月期業績予想に変更はございません。

以 上